

# 和歌山県の外来種リスト 2019年3月

## 1 選定及び評価の考え方

### 【選定範囲】

県内域に生息・生育する陸産、淡水産及び汽水・海岸産の動植物から下記の外来種の定義に基づき抽出を行った。なお、海岸産の生物については、陸域から確認できる種までとした。

また、植物については野生化した園芸種、昆虫類では農業害虫、魚類では種苗放流等が行われる産業利用種についても選定範囲とした。外来種との交雑種も選定範囲に含めた。

### 【外来種の定義】

基本的に、明治時代以降に、人間活動によって侵入、または導入され和歌山県内で確認された、原産地が県外（国内外を問わず）の種とした。

また、県内の在来種であるが、県外から県内に侵入、または導入された集団を含む種も対象とした。

ただし、生態系等への被害が顕著なものなどの理由で特に注意すべき種については、県内他地域由来の種や、侵入時期が明治時代より前及び不明な種も対象とした。

県内に侵入、または導入されていない種、野生化していないことが明らかな種については対象外とした。

なお、掲載種の選定については、産業や園芸等での利用並びに利害の有無に関わらず、上記定義を踏まえた上で、合理的と判断した種を対象とした。

### 【選定単位】

種及び亜種・変種を基本として選定するが、必要に応じ、地域や交雑種を含む品種等の属性の付加や、属や「類」などでまとめて選定した。

## 2 選定対象分類群

- ①哺乳類 ②鳥類 ③爬虫類 ④両生類 ⑤魚類（淡水、汽水・海岸） ⑥昆虫類
- ⑦貝類（陸産、淡水産、汽水・海岸産） ⑧その他無脊椎動物（甲殻類、軟体動物、環形動物、扁形動物等） ⑨植物

なお、菌類も選定対象としたが、県内に外来種は認められなかったため、除外した。

## 3 定着段階

消滅・根絶・・・過去に県内に侵入し野生化したものが、消滅または根絶したもの  
定着初期～限定分布・・・県内に侵入した初期の段階か、侵入地がごく限定的なものの分布拡大～まん延・・・県内において広範囲に分布が拡大したもの

## 4 評価項目及びカテゴリーの設定

### 【評価項目】

下記項目について、該当するものに○、その中で特に注意すべきものには◎で評価。

生態系被害・・・①在来種と競合し、生息地や生息数を減少させる可能性

②在来種と交雑し、遺伝子汚染を起こす可能性

- ③捕食・摂食により在来種の生息地や生息数を減少させる可能性  
(動物のみ)
- ④侵入地の環境を改変させる可能性  
例) 生息地の富栄養化、土砂堆積など
- 分布拡大・・・⑤繁殖力が強く、分布を拡大する可能性
- ⑥気候など県内環境に適応し、分布を拡大する可能性
- ⑦散布・定着能力が大きい、又は個体群に永続性がある(植物のみ)
- 重要地域・・・⑧自然公園及び自然環境保全地域等の生物多様性保全上重要な地域に侵入し、生物多様性に重大な影響を与えている
- 社会被害・・・⑨人体に被害を与える可能性がある
- ⑩県内の経済や産業に被害を与える可能性がある
- 人間による拡散・・・⑪既に野生化も見られるが、食用目的等での養殖、飼養動物や観葉植物などで流通・利用されており、人間活動によりさらに逸出及び拡散する可能性がある
- ⑫既に野生化も見られるが、種苗放流や流通等に伴う付着や混入により、さらに逸出及び拡散の可能性はある

**【カテゴリー】**

下記基準により特に対策等が必要な外来種については、下記の区分とした。

(基準)

- ①生態系に係る被害が特に甚大
- ②生物多様性保全上重要な地域に侵入し甚大な被害をもたらす(可能性が高い)
- ③絶滅危惧種の生息・生育に甚大な被害を及ぼす(可能性が高い)
- ④人体や産業・社会経済に対し甚大な被害を及ぼす
- ⑤防除手法が開発されており(見込みがあり)、かつ、防除の実効性が高い
- ⑥産業または公益的役割において重要となっており、代替性がない等、利用していかざるを得ないものとして、適切な管理に重点の置いた対策が必要なもの

(区分)

防除対策外来種・・・①～④のいずれかに該当し、かつ、⑤に該当するもの

重点啓発外来種・・・①～④のいずれかに該当するもの

産業利用外来種・・・⑥に該当するもの

無印・・・どれにも該当しないもの、もしくは、判定不能なもの